

**東京都内の“みどりの取組”の現状に関する研究**  
**都内22区の調査にもとづいて**  
**Study on the Actual Condition of “Green Efforts” in Tokyo**  
**Based on a Survey of 22 Wards**

○宇於崎勝也<sup>1</sup>Katsuya Uozaki<sup>1</sup>

Abstract: This paper discloses to "green efforts" that arrangement the data of greening measures in Tokyo based on the "basic green plan" and "green fact-finding survey" of 22 wards. The efforts are trees / forests, rooftop greening / wall greening, agricultural land and measures for public land.

### 1. 研究の背景と目的

東京都は2019年5月「東京が新たに進めるみどりの取組」を策定し、2040年代を目指して、「今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出する」ための4つの方針を示した。問題意識は「都全域のみどり率が約1.9ポイント（約3,100ha）減少している」<sup>注1)</sup>という現状をふまえたことにある。

本稿は東京都内の緑化施策を区ごとに「緑の基本計画」<sup>注2)</sup>と「緑の実態調査」<sup>注3)</sup>をもとに、情報を再整理することで現状を明らかにすることを目的とする。なお、江戸川区は緑化に関する情報を公開していないために調査対象から除いた。

### 2. 研究方法

東京都内22区それぞれから情報を収集し、比較検討ができるように再整理したうえで、「緑の項目」別に現状を明らかにする。

なお、データのもととなる「緑の基本計画」で掲げられている施策と、「緑の実態調査」の統計にはほぼ関係が見られず、掲げられた施策の実現度を確認しようとしても「緑の実態調査」のみではデータ不足で判断できない施策もあった。各区では「緑の基本計画」において基本計画策定段階では、「緑の実態調査」をもとに分析を行い計画を立案しているものの、目標年度後の実態との比較を行っておらず、施策の実行度を検証していないのが実情である。また、「緑の実態調査」も経年で一貫性がなく、同区であっても、調査項目が統一されていないところもあった。都内22区の「緑の実態調査」は東京都が1988年10月に提示した「緑被率標準調査マニュアル」にもとづき実施されているものの、横並びで見ると都内22区では調査項目が統一されていない。また、定期的実施される原則はあるものの、長期にわたり調査されていない区や、過去のデ

ータを保管していない（提供が受けられない）区もあった。

### 3. 調査結果

22区それぞれで緑被面積の増加・維持・減少に影響した施策の効果を「緑の項目」別に分析を行った。緑の効果は前述のように区ごとに再整理したデータにもとづき、「緑の基本計画」の施策が実施される前・後の「緑の実態調査」から緑被面積の変化（増加・維持・減少）<sup>注4)</sup>によって施策の有効性を検討した。本稿では「緑の項目」として、樹木・樹林、屋上緑化・壁面緑化、農地を取り上げ、さらに公共用地の施策の特徴を見る。

#### (1) 樹木・樹林

練馬区では区内の樹林地を区が購入し、区民に開放する制度がある（憩いの森；基準面積1,000㎡以上、街かどの森；300㎡以上1,000㎡未満）。これは練馬区発祥の制度であり、1975年から開始し、2019年1月時点で45か所の樹林地を区民に開放している。類似制度として、港区はあきる野市の約22haの大規模樹林地を借用し、区民に開放しているが、緑被面積の確保という点からは、港区内の土地ではないため、有効であるとは言えない。

多くの区で行われている施策のひとつに保護樹木・樹林の指定にもとづく助成がある。保護樹木の場合1本あたり6万円から15万円の助成を行っている区が多い。22区のうち17区が施策を行っているが、うち14区で維持・減少を示した。豊島区は2011年度に施策を掲げたが、保護樹木本数が2013年度からの4年間で、354本から330本へと減少しており、総じて保護樹木・保護樹林の指定拡大は見込めないと考えられる。

街路樹の植樹計画は葛飾区を除く21区が施策を掲げている。しかし、「緑の実態調査」において街路樹の調査を行っているのは9区のみであり、その中で増加

1：日大理工・教員・建築、CST Nihon Univ.

しているのは4区のみであった。中野区は2009年度の施策で延焼遮断帯としての機能が期待される沿線緑化の推進を図り、さらに、沿道敷地居住者の協力のもと、火災に強い樹種の植樹帯整備や壁面緑化を行った。その結果、2007年度から2016年度にかけての9年間で2,128mから31,046mと、約30kmの増加となった。しかし、9区のうち半数の区では減少となっている。

#### (2) 屋上緑化・壁面緑化

屋上緑化・壁面緑化では緑被面積が増加傾向にある施策が多かった。練馬区は2009年度に「屋上緑化すべき区域の創出」を掲げ、敷地面積300㎡以上の建築物で、建蔽率80%上の地域または防火地域内は「屋上緑化すべき区域」として屋上緑化面積を義務づけた。2006年度から2017年度にかけて11年間で、2.17haから5.88haへと約4ha増加させ2.7倍となっている。制度によって緑化すべき場所を指定したことで緑被面積を着実に増やしている。

#### (3) 農地

東京都23区では農地は年々減少している。東京都都市整備局のデータ<sup>注5)</sup>によると東京都23区では2011年度から2016年度にかけて88haが減少している。一方宅地は、同年間で329ha増加している。このことから、減少した農地の多くが宅地化されているものと考えられる。足立区では「宅地化農地の転用に際して緑化の計画的誘導による維持、保全」を掲げている。これは、農地が宅地化される際に、農地とは異なる緑であっても、その土地の緑被面積の確保を目指したものである。しかし、足立区の農地面積は2004年度から、2017年度にかけて13年間で40.49ha減少しており、さらに、民有地の緑被面積も同じ13年間で5.32ha減少していることから都内では農地としての維持はすでに見込めない状況といえる。

#### (4) 公共用地に対する施策

公共用地に対する施策で多く見られたのは公園整備であり17区が施策として掲げている。公園の新設が行われ、足立区では1994年度から2017年度にかけて公園面積が13ha増加し、公園の緑被面積は46.24ha増加した。さらに、足立区では土地を宅地化しようとしている所有者から賃貸契約で区が土地を借り上げ、都市公園として緑を保全し、区が維持管理を行う借地公園があり、本施策により一定の緑の減少が食い止められている。また、1994年度から2017年度にかけて公園に植樹を行い公園の樹木被覆地が44.29ha増加している。北区でも公園の新設が行われているが、2008年度から2013年度にかけて公園面積は12.80ha増加したも

の、緑被面積は0.35ha減少している。公園の新設を行っても、緑被面積が減少していることは、既存の公園の緑被地の維持管理が行き届いていない状況が要因のひとつと考えられ、新設よりも維持管理を促す施策を展開すべきと考えられる。このことから公園新設は必ずしも有効な施策とは言えない。学校の緑化は15区が施策として掲げているが、本稿の分析では9区が増加、維持を示し、減少した区はなかった。小中学校の屋上緑化を義務化している区が多い。なお、東京都環境局によると、2013年度より公立小中学校の校庭芝生化事業を東京都教育庁で実施し、2018年度の時点で26件の芝生化が行われ、中には区独自で行ったものもある。23区中11区での実施ではあるが、いずれの区でも小中学校の緑被面積は増加している。

#### 4. まとめ

本稿によって22区の緑に対する施策や特徴等が明らかになった。しかし、「緑の基本計画」と「緑の実態調査」の一貫性のなさや施策の検証がなされていないこと、区ごとに表記の不統一などがあり、これらは再考が必要と考えられる。緑被面積の減少は東京都区部という特殊な都市環境も関係し、公共用地を中心に維持管理等を行っても、民有地の開発事業などにより失われてしまう緑が多く、施策を実施しても減少を抑制することができない状況となっている区も見られた。

なお、22区に共通した有効な施策が見いだせなかったことから、それぞれの区が独自の特徴を見極めつつ、情報交換によって適切な施策の立案・適用・運用を計っていく必要もあることが明らかとなった。

#### 5. 謝辞

本稿は2018年度日本大学理工学部建築学科卒業論文「東京都区部の『緑』化施策の実態に関する研究—22区の個別調査をもとに—」(齋藤有沙・波多野祐子・早川詩織)をもとに再構成したものである。

#### 6. 注釈

- 1) 東京都(2019年)「東京が新たに進めるみどりの取組」3ページ、みどり率とは地域全体に占める緑と水の面積割合で、「緑の東京計画(2000年)」で指標化し、おおむね5年ごとに公表されている。
- 2) 市区町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画
- 3) 緑の環境を把握するために区によって実施され、緑化施策に活用する基礎資料とするための調査報告
- 4) 施策の前後において、増加は緑被面積が5%以上増加、維持は緑被面積が5%未満の減少、5%未満の増加、減少は緑被面積が5%以上減少の状況を指す。
- 5) 東京都都市整備局HP(2019年1月閲覧)  
[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/tochi\\_c/index.html](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/tochi_c/index.html)